

医療法人 北翔会
介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと
(介護予防) 訪問リハビリテーション 利用約款

令和6年6月1日改定

(約款の目的)

第1条 医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと(介護予防)訪問リハビリテーション(以下「当事業所」という。)は、「要介護状態」と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように(介護予防)訪問リハビリテーションを提供致し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 1 本約款は、利用者が「(介護予防)訪問リハビリテーション利用同意書」を当事業所に提供したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の(介護予防)訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3(本項において「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出して頂きます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上事業所に対して負担する一切の責務を限度額5万円の範囲で、利用者と連携して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることが出来ます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無及びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意志表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画に関わらず、本約款に基づく（介護予防）訪問リハビリテーション利用を解除することができます。なおこの場合、利用者及び家族は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に（介護予防）訪問リハビリテーション利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、（介護予防）訪問リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

- 第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次にあげる場合には、本約款に基づく（介護予防）訪問リハビリテーションの利用を解除・終了する事ができます。
- ① 利用者が要介護認定において「自立」と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間を越える場合。
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な（介護予防）訪問リハビリテーションの提供が困難と判断された場合
 - ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗、中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為・反社会的行為又は暴力行為等を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、事業所設備の故障、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく（介護予防）訪問リハビリテーションの対価として、「別紙2」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月利用の合計額の請求費及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により送付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当事業所は、利用者の（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費の徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じない事ができます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、又は身元引受人は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号についての情報提供については、法令上当事業所は、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病変の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害において安否確認情報を要する場合）
- 2 前項にあげる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、（介護予防）訪問リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(虐待の防止等)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する（介護予防）訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情について、当事業所責任者に申し出ることができます。

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口に苦情を申し立てることができます。

* 苦情処理の流れについては別紙参照（別紙1）

(賠償責任)

- 第13条 （介護予防）訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

医療法人 北翔会
介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと ご案内
(令和6年6月1日現在)

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名称	介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと
介護保険指定番号	介護老人保健施設(0150280063号)
開設年月日	平成9年10月17日
施設の所在地	札幌市北区屯田9条3丁目3番地2
電話番号	011-773-7200
ファックス番号	011-773-7211
管理者名	吉野 公圭

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

① 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、医学・看護的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、(予防)訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅介護を支援することを目的とした施設です。

この目的にそって当施設では、以下のような運営方針を定めておりますのでご理解いただいた上でご利用下さい。

② 介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと 運営方針

施設理念

1. 老人の自立を支援しその家庭への復帰を目指す
2. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行う

在宅ケア支援機能としての短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護を含む)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)などのサービスも行っています。

(3) 施設の職員体制

職 種	員数
・医 師	1人以上
・看護職員	9人以上
・薬剤師	—
・介護職員	25人以上
・支援相談員	1人以上
・理学療法士	1人以上
・作業療法士	
・言語聴覚士	
・管理栄養士	1人以上
・介護支援専門員	1人以上
・事務職員	1人以上

2、協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所と協力関係にあります。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団 延山会 北成病院
住 所 札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
- ・名 称 医療法人社団研仁会 北海道脳神経外科記念病院
住 所 札幌市西区八軒9条東5丁目1番20号
- ・名 称 社会医療法人 考仁会 札幌考仁会記念病院
住 所 札幌市西区宮の沢2条1丁目16番1号

・協力歯科医療機関

- ・名 称 北海道医療大学在宅歯科診療所
住 所 札幌市北区あいの里2条6丁目2-1

<緊急時の連絡先>

なお、緊急時の場合は、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

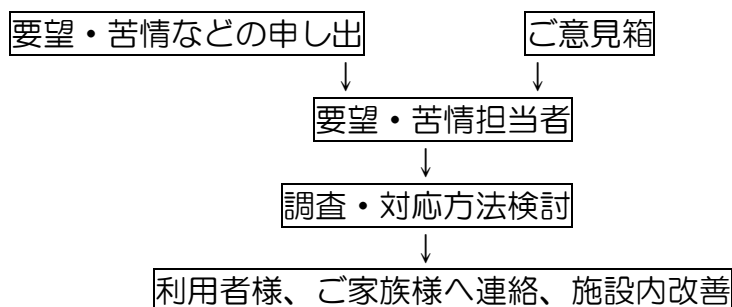
3、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活、利用をしていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

4、要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談員の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出いただくこともできます。



この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口で苦情を申し立てることが出来ます。

※ 公的機関の窓口

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

TEL 011-211-2972

北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課 企画苦情係

TEL 011-231-5161

5、その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

医療法人 北翔会
介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと
(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

1、介護保険証の確認

利用の申し込みに当たり、ご本人様の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2、(介護予防) 訪問リハビリテーションの概要

(介護予防) 訪問リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防) 訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

利用の際には、概ね3ヶ月毎に、主治医による診療が必要となりますのでご理解をお願いいたします。

3、利用対象者

(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービスは、「要介護(要支援)認定を受けた方」であって、かかりつけの医師が、病状が安定期にあり、心身の維持・回復及び日常生活上の自立を図るために、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要すると認めの方が対象となります。

4、診療情報提供書の提出

当事業所をご利用される場合は、適切な医学管理を行うために、当事業所で定める書式により、原則ご本人様の主治医による診療情報提供書をあらかじめ提出して頂く必要があります。緊急で診療情報提供書が間に合わない場合は、別の方法で確認させていただく事があります。

5、サービス内容

項 目	内 容
① (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案	居宅サービス計画に基づいて、利用者に関わる医師、理学療法士、作業療法士等あらゆる職員の協議によって(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成し、その内容を利用者の方に説明し、同意を得た上でサービスを実施致します。
② 医学的管理	施設の医師が診察を行い、その他病状等により必要な医療を実施致します。
③ リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等は利用者の状況に合わせて機能訓練を行い、生活機能の維持・回復に努めます。

6、利用をお休みする場合

体調不良、急用等の理由で(介護予防)訪問リハビリテーション利用が難しい場合には、原則前日までにご連絡下さい。やむを得ず当日に連絡を頂く場合は、8時30分までにお知らせ下さい。

7、営業日について

当事業所の(介護予防)訪問リハビリテーション営業日は平日の月曜日から金曜日までとなっております。土・日・祝祭日に関してはお休みを頂きます。
なお、年末年始(12月30日～1月3日)にお休みを頂きますのでご了承下さい。

8、通常の事業の実施地域

北区を主体とし、東区・石狩市で当事業所からおよそ6kmの範囲とする。

9、支払い方法

- 毎月10日までに、前月分の請求書を発行します。その月の27日に自動引落をいたします。お支払いを確認次第、領収書を発行いたします。
- お支払い方法は原則、自動引落でお願いします。入所契約時に申込用紙に記入をお願いします。

10、利用料金

下記の利用料金は、介護保険負担割合が1割の方の表記となっております。2割負担・3割負担の方につきましては、別紙料金表をお渡し致します。

(1) 1 基本料金

訪問リハビリ2(1回につき) 314円

2 各種加算料金

短期集中リハビリテーション実施加算 204円

リハビリテーションマネジメント加算(イ)/1月 183円

リハビリテーションマネジメント加算(ロ)/1月 217円

リハビリテーションマネジメント加算3（医師説明・同意）/1月 275円
認知症短期集中リハビリテーション加算 244円
口腔連携強化加算 51円
退所時共同指導加算 611円
移行支援加算 18円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 7円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3円

3 その他加算料金

交通費（通常の実施区域を超えた場合） 1kmにつき 100円

(2) 1 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金
予防訪問リハビリ2（1回につき） 303円

2 各種加算料金

短期集中リハビリテーション実施加算 204円
口腔連携強化加算 51円
退所時共同指導加算 611円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 7円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3円

3 その他加算料金

交通費（通常の実施区域を超えた場合） 1kmにつき 100円

個人情報の利用目的

医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館そとことでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

「介護老人保健施設内部での利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

「他の事業所等への情報提供を伴う利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支配機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

「当施設の内部での利用に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

「他の事業者等への情報提供に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

医療法人 北翔会
介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと
(介護予防) 訪問リハビリテーション 利用同意書

(令和6年6月1日現在)

医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館そとことの(介護予防)訪問リハビリテーションを利用するに当たり、「本約款」及び「別紙1」「別紙2」及び「別紙3」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住 所 _____

氏 名 _____

〔利用者の身元引受人〕

住 所 _____

氏 名 _____

医療法人 北翔会
介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと
施設長 吉野 公圭 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	